

## 第 518 回福井地方最低賃金審議会 議事録

- 1 日 時 令和 7 年 3 月 21 日（金）午前 10 時 00 分～午前 11 時 30 分
- 2 場 所 春山合同庁舎 14 階 福井労働局会議室
- 3 出席状況：出席 13 名、欠席 2 名  
公益代表委員 井花委員、岡崎委員、佐藤委員、坪川委員、廣瀬委員  
労働者代表委員 飯塚委員、杉田委員、玉川委員、中澤委員、山田委員  
使用者代表委員 江端委員、中山委員、山埜委員、【酒井委員、豊嶋委員欠席】  
事務局 石川労働局長、青木労働基準部長、木村賃金室長、川口室長補佐  
富田賃金係員

### 4 議 題

- (1) 福井県特定最低賃金に係る改正の申出の意向確認について
- (2) 令和 7 年度における福井地方最低賃金審議会の日程等について
- (3) その他

### 5 資 料

- 次第
- 委員名簿
- 配付資料

### 6 議事内容

#### ○岡崎会長

本日は、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。  
ただいまから、第 518 回福井地方最低賃金審議会を開催します。  
なお、本日の審議会に傍聴者はありません。  
では、定足数の確認を事務局よりお願いします。

#### ○川口室長補佐

本日は、使用者代表の酒井委員、豊嶋委員が所用により欠席される旨の連絡をいただいております。現時点で 15 名の委員のうち 13 名の方が出席されております。よって、委員総数の 3 分の 2 以上、各側委員の 3 分の 1 以上の要件を満たしておりますので、本審議会は有効に成立しておりますことを御報告いたします。

#### ○岡崎会長

それでは、お手元の会議次第に基づき進めさせていただきます。  
まず、議題（1）「福井県特定最低賃金に係る改正の申出の意向確認について」事務局より説明をお願いします。

#### ○木村室長

本年3月7日付けをもって、特定最低賃金4業種とも改正意向表明がございました。  
資料1～4頁に、意向表明の提出書類の写しを添付しております。いずれも「賃金の最低額に関する労働協約が適用労働者の3分の1以上の合意を得ていることから、最低賃金の改正を求める」となっております。

特定最低賃金の改正申出については、平成14年度の「中央最低賃金審議会 産業別最低賃金制度 全員協議会報告」の中で、「産業別最低賃金の決定、改正又は廃止に関する申出について、関係労使が双方の意向を了知しておくことは、その後の円滑な審議にとって重要であるため当該申出の意向表明後速やかに、関係労使当事者の意思疎通を図ることとする。この場合の意思疎通としては、関係労使当事者間において話し合いを持つことが望ましい。」と示されておりますので、関係労使の意思疎通とイニシアティブの一層の発揮につきまして、よろしく願いいたします。

次に、資料5頁に、令和6年12月現在の特定最低賃金適用労働者数の一覧表を添付しております。

令和7年度の改正申出における適用労働者数につきましては、これらの数字を分母としてお使いいただくようお願いいたします。

なお、数字の前年との差異がございますが、3点あります。

一点目は、事業所母集団データベースについて、令和3年経済センサス（令和3年次フレーム確報）を基にしたものに改めたこと。

二点目は、特定最低賃金適用除外労働者の割合を、昨年6月に実施した令和6年度最低賃金に関する基礎調査結果から推計したこと。

三点目は、倒産情報等による使用者・労働者数を減じたこと。

以上となります。

#### ○岡崎会長

今ほどの事務局からの説明について、何か質問等はございますか。

#### ○玉川委員

先日、室長に少し伺い、本資料は経済センサスを出所としていることから、事務局で分かりづらいということですが、昨年との比較を考え、あるいは意向表明の後で、様々な取組をさせていただく際に、この数値が基礎となりますので、数値に対して少し考えていきたいと思えます。

まず、繊維業については、適用事業者数がかなり増えているということです。ある程度労働者数が減じていることは、推測がつくところですが、非常に、事業者数が増えるということ、それも1割程度ではなく、大幅に増えています。このことが実態とズレが大きいのではないかと感じています。

我々としては、実態をベースに取組をさせていただく関係上、適用者数の3分の1あるいはそれ以上となりますと、実態としてどうなのかと、かなり気になるところです。

次に、百貨店、総合スーパーの事業者数が二つ減り、適用労働者数が500人以上減少しています。

この辺も、かなり大規模な適用事業者が無くなっているのかというところもありますので、少し実態に則し、分かる範囲で御説明いただければと思います。

○岡崎会長

事務局より、御回答ございますでしょうか。

○木村室長

はい、御質問ありがとうございます。

まず、前年度の数字につきましては、基礎資料としては令和3年次フレームを用いております。今回は、令和3年次フレームの確報に変わっております。そこに数字の変動があるというものでございます。

御質問がありました福井県紡績業、化学繊維業、織物染色整理業につきましては、日本産業分類でE1112、E1115、E1119がございしますが、この数字だけで適用事業所数が10件増えているところですが、一方で、適用労働者数が435人減となっております。総務省から厚生労働省の方に提供される事業所数データ、これは事業所名簿ではなく、規模別の数字になりますが、件数、人数となります。その時点で今申し上げました細分類ですとE1112、E1115、E1119の三業種で10件増、労働者で435人減となっております。

次に、同じようにE112の織物ですが、細幅織物は除かれる適用となっております。こちらの関係もあり、事業所数では適用が20件増ですが、労働者数が137人減ということで、事業者数が増えているながら労働者数が減っているという数字の動きとなっております。そのままの影響となっているというところですが。

次に、百貨店、総合スーパーにつきましては、年次フレームの影響のほかに、もう一点大きく影響した点がございまして、昨年6月に、当局で基礎調査を実施し、特定最低賃金につきましては、年齢によって適用除外となるものがあります。

この年齢によって適用除外となる割合が、令和5年度は21.7%でした。昨年6月に実施しました令和6年度の調査では、それが29.1%ということで65歳以上の労働者の割合が増加したというような調査結果となっております。その関係で、労働者数の減少がさらに大きく減少しているという影響でございます。

説明は以上です。

○岡崎会長

玉川委員、よろしいですか。

(了承を確認)

○山埜委員

来年になると正しい比較ができるということですか。例えば、繊維であれば、今年の247という数字が、来年の資料では括弧内に入ることによろしいですか。

○木村室長

来年になると、新たにフレームが変更になりますが、数値の入力については御指摘のとおりです。

○岡崎会長

ほかに何かございますでしょうか。

では、意向表明につきまして、各側から御発言があればお伺いしたいと思います。  
まず、労働者側から、補足説明などありましたら、御発言いただきたいと存じます。

(労働者側からの意見のないことを確認)

○岡崎会長

では、使用者側から何か御意見等があれば、お願いします。

(使用者側からの意見のないことを確認)

○岡崎会長

特に、労使双方ともに御意見がないようでございます。

それでは、公益の側から何か御意見等はございますでしょうか。

(公益側の意見のないことを確認)

○岡崎会長

労働者側、使用者側、両側より特に意見等がないことを確認しました。

では、事務局からの説明にもありましたように、関係労使のイニシアティブの発揮により設定されるという産業別最低賃金の性格からも、意思疎通を図っていただき、イニシアティブを一層発揮していただきますよう、よろしくお願いします。

議題（１）については、以上となります。

続きまして、議題（２）「令和７年度における福井地方最低賃金審議会の日程等について」、事務局より説明をお願いします。

○木村室長

本日は、まず、次年度の地域別最低賃金の改正審議に係る本審及び専門部会の日程についてお諮りし、そのあと、特定最低賃金の必要性審議の在り方について御説明したいと思います。

最初に、地域別最低賃金の改正審議に係る本審及び専門部会の日程についてです。

参考資料１～３頁「令和７年度福井地方最低賃金審議会（専門部会）日程表（案）」を御覧ください。

参考資料１頁は、中央最低賃金審議会による目安答申が本年７月３０日以前に実施された場合の審議日程をお示ししています。

参考資料２頁は、同じく目安答申が７月３１日以降に実施された場合の審議日程をお示ししています。

いずれの頁も共通した事項について御説明します。資料上欄には、答申日に対応した異議申出締切日、異議審議会、官報公示予定日、発効予定日を記載しています。

各頁の中央の表に、令和７年度の審議日程（案）、そして頁の一番右側に細長い表に示したのが、令和６年度の実績でございます。

審議会の開催日程につきましては、オレンジの枠、専門部会の開催日程につきましては、青色の枠でお示ししました。

次期最低賃金審議会委員の任期は、令和７年５月１日からの２年間となります。

会長、会長代理の選出、規定の確認を6月3～5日のいずれかの審議会で行います。次に、福井県最低賃金の改正決定に係る諮問を、7月2日～4日のいずれかに。

目安額報告の審議会は、7月31日に中央最低賃金審議会の答申時期によって7月31日の審議会に間に合わない場合は、専門部会において目安報告を実施させていただく。このような日程で計画させていただきたいと考えております。

では、ここからは1頁に戻り、頁ごとに詳細に説明します。

1頁の案につきましては、10月1日の改正発効を目指すもので、8月5日に審議会の答申がなされる必要があります。

そのためには、7月31日～8月5日に青色で表示した専門部会の開催を4回開催することとしています。

なお、慎重な審議を必要とする場合を想定し、8月8日に専門部会と審議会を予備日として設定しておくものです。8月8日に審議会の答申がなされた場合には、最短で10月4日が発効予定日となります。8月8日まで改正審議が延びる場合であっても、8月5日の審議会は必ず開催することし、特定最低賃金の改正決定の必要性の諮問を行いたいと考えております。

次に、2頁の案につきましては、中央最低賃金審議会の答申が遅れた場合を想定して計画するものです。8月1日～8月7日に青色で表示した専門部会の開催を4回開催することとしています。

なお、慎重な審議を必要とする場合を想定し、8月8日又は8月12日に、専門部会と本審を予備日として設定しておくものです。8月7日時点で、答申の回を8月8日、8月12日のいずれで開催するか決定したいと考えております。

異議審につきましては、答申日によって、8月21日、8月26日又は8月28日の3パターンあり、これに対応する日程で組み入れたものです。官報公示の事務手続のスケジュールにより、異議申出期日の翌開庁日の午前中に予定するものです。

本日は、中央最低賃金審議会の答申時期に応じて1頁の日程案(1案)、2頁の日程案(2案)の両方の日程案により運用するか、それとも2頁の日程のみにより運用するか、御審議をお願いしたいと思います。

その背景を説明します。1頁の日程案は、これまで同様10月1日の発効を目指すものです。

昨年8月の地域別最低賃金の答申につきまして、使用者の方から答申に対する異議申出があり、各種支援策の利用に当たって発効日が支障となっていないかという点が指摘されたところです。

そこで、改めて、10月1日発効の場合と、10月2日以降発効の場合との効果を比較してみました。

最初に、事業所における賃金締切日の実態について、労働基準監督署に提出される賃金締切日の記載がある書類から、約200件の事業所の割合を調べましたところ、46%の割合で毎月末日締切であり、毎月20日～末日が締切日である割合は約8割を占めました。

10月1日発効の場合、毎月末日を賃金締切日とする事業所では、最低賃金の発効が賃金計算期間の始期と一致しますので、日割り計算を行うことなく、10月分賃金から対応することが可能となります。また、毎月20日締切りや25日締切りの事業所では、賃金計算期間の始期から発効日までの期間が短いために、10月分賃金を全て改正される最低賃金で支払うことが期待されるところです。

しかし、最低賃金の改正発効に合わせて、各種助成金を利用しようとする場合は、発効の前までに賃金を引き上げる必要があり、毎月末日締切の事業所では、9月分賃金の一部を日割り計算で引き上げるか、9月分賃金の全てで引き上げられているところ。

次に、10月2日以降から数日のうちに設定する場合、毎月20日～末日を締切日とする事業所では、賃金計算期間の始期と発効日までの期間が短いために、10月分賃金の全てを引上げ、日割り計算の事務が削減されることが期待できます。また、各種助成金の利用に際しても、毎月末日締切の事業所では、10月分賃金からの引上げによる利用も可能になります。

つきましては、本審議会日程を、中賃の目安答申時期に応じて両案により運営する10月1日発効を目指すものとするか、10月4日発効を目指す日程案のみにより運営するか、賃上げしやすい環境を整えるという視点からも御審議をお願いいたします。

なお、具体的な開催日時については、次期最低賃金審議会委員の推薦公示を経て、4月中旬頃に、調整に入りたいと考えております。

続いて、二点目、特定最低賃金の必要性審議の在り方についてです。参考資料6頁を御覧ください。

次年度、特定最低賃金の必要性審議に当たっては、実情に即した審議に資するよう、当該産業の直接の労使からの意見聴取を行うものです。

具体的には、次年度最初の6月の審議会においてお諮りしたいと思いますが、それに先立ち、一旦この場で御説明させていただきたいと思っております。

これまで必要性審議については、本審の全員協議会において必要性を審議してきましたが、次年度は、特定最低賃金の決定等の必要性の有無について、調査審議を行う小委員会を設置して、当該産業の直接の労使からの意見聴取を行うことを検討しました。

これまで当審議会においても必要性審議において小委員会が設置されたことがありますが、今回想定しているものは、参考資料6頁のとおりです。

大まかに内容について説明します。

最賃審議会会長が最賃審議会委員の内から指名する、各側3名の計9名から構成する一つの小委員会で、4業種の決定等の必要性の有無について、2日間かけて調査審議を行う。

調査審議では、業種毎に労使から意見聴取を行い、意見発表者は小委員会委員又は参考人とし、参考人を準備する場合は、労働者側は申出人、使用者側は「申出労働協約当事者の使用者」又は「当該産業に直接関係する使用者を代表する者」とし、事務局が各側と協議の上、審議会会長名で依頼し、打合せは事務局が行う。

小委員会の結審では、「必要性有り」の結審は全会一致の議決とし、最賃審議会会長宛ての報告書を作成する。本審では小委員会での議決を承認して、労働局長へ答申する。というものです。

本年度、3回開催した本審での必要性審議は、次年度では、検討小委員会の報告を受ける1回のみ実施していただくことを想定しています。

なお、これまでの小委員会との変更点を申し上げます。

以前は、4業種それぞれに小委員会を設けていたものを、一つの小委員会で4業種を調査審議する。

本審は、小委員会に対し、改正決定の必要性の有無について調査審議を付託し、小

委員会は結審を行い、本審へ報告書を提出する。

必要性審議の答申は、小委員会の調査審議結果を承認する形で、全会一致の原則を担保する。

という点です。

これにより必要性審議を運営していくことにつきましては、次年度6月の審議会までに、調整していきたいと思っておりますので、御承知おき頂きますようお願いいたします。

○岡崎会長

ただいまの事務局から、「地域別最低賃金の審議日程」と「特定最低賃金の必要性審議の在り方」について提案がありました。

最初に、「地域別最低賃金の審議日程」について審議し、次に、次年度の「特定最低賃金の必要性審議の在り方」について、御意見、御質問をお伺いしたいと思っておりますが、そのような流れで審議を進めたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

(異議のないことを確認)

○岡崎会長

では、地域別最低賃金の審議日程について、御意見、御質問がありましたらお願いします。

いずれの方でも結構でございます。御発言あれば、お願いします。

○中澤委員

一点目の最低賃金の審議日程については、最低賃金を適用するということを考えると10月1日が望ましいとの意見が、大原則としてあるということです。改正発効日を遅らせるメリットが相当大きくない限りは、31日以降の日程について考えていくということがどうかと、少し疑問に思うところです。

事務的な手続によって、事務の削減が期待できるという部分もありましたけれども、まだ具体的に理解しきれない部分もありますが、意見として申し述べたいと思っております。

○玉川委員

私は、まず一つお聴きしたいのですが、7月31日という時期については、中央最低賃金審議会の目安説明ということで示されていると理解してよろしいですか。

○木村室長

中央最低賃金審議会の答申の日程を示したものではありません。10月1日を目指した8月5日答申から逆算をして、詰めてこの日だろうということで示させていただきました。

○玉川委員

ありがとうございます。

今年は、御存じのとおり参議院選挙がありますので、投開票日が7月上旬だったのが、どうも20日くらいではないかという、推測な情報が流れ、中央最低賃金審議会の審議日程もかなり流動的になっていると思っております。

我々としては、関係ないと思っているところもありますが、どうしても政府の骨太方針の出るタイミングがずれるのではないかとということで、影響もあるのではないかとということを側聞しております。

私が思いますことは、7月30日をどう考えるかが一つかなと思っています。30日ありきということでの二つの案が示されていると思います。一つは中澤委員が言われるとおり10月1日はどうしてもこだわりたい部分が大きいので、一つは7月31日以降にどうしても審議日程がずれたということを考えれば、2案は捨てられないと思います。ただ1案目は、この窮屈な日程を組んでおく必要はあるのかということをおもっておりまして、むしろ令和6年度の審議日程のように、例えば28日又は29日を、もしかすると、参議院議員選挙の日程により影響が出るのかなと思いますが、31日に第521回目安報告を置いておく日程自体に無理があると思っています。

例えば、もう2～3日前に持っておいて、遅れた場合には即第2案で行くというぐらいのほうの方がより良いのではないかと思います。実は、木村室長から日程案を示されてからいろいろ考えたのですが、31日の日程を持つこと自体が、労使や公益の先生方も日程調整にかなり無理があると思っています。だからといって、即第2案しか考えないということは、我々としては第1案を捨てることもあり、むしろ2～3日前に予定を組んでおいて、中央から目安が示されない場合は、早々に、即第2案にすることが現実的かなと考えており、御意見として申し上げます。

先ほど、賃金の締切日と昨年の異議申立ての中で出ました御説明のように、助成金の関係から考えますと、10月2日以降が良いのではないかと思います。我々としては、例えば、基幹労働者において、賃金改定日を4月1日に戻すとか、そこまで遡るということがありますし、あるいは公務の職場でも、決定は9月や8月であっても、今年4月まで遡及するというような形でやるわけです。むしろそれ（遡及すること）を求めたいぐらいの中で、遅らすということによって、10月のもしかして締切日以降という企業も無きにしもあらずということを考えますと、1日も遅らせたくないというのが本音です。

その上で、助成金の関係では、むしろ助成金の方が問題じゃないかと思っています。助成金は、後で決まっている話ですから、こういった問題がある場合は、9月分の賃金から適用するといったことも含めて助成金制度を見直して欲しい思うぐらいです。締切りが月末で10月1日が発効となると、助成金の適用に課題があるということだと思いますので、助成金制度を改正してほしいと思います。改正発効日の効果を理由に改正発効日を決定することは、我々としては理解し難いので、日程については2点だけ申し上げたいと思います。

○岡崎会長

ありがとうございます。ほかに労働者側からお話がありましたら、よろしく願いいたします。

(労働者側の意見がないことを確認)

○岡崎会長

第2案のみで行くか、第1案および第2案で行くか。労働者側も第1案より第2案で行きたいというのは御趣旨だと理解してよろしいですか。

○玉川委員

そうですね。審議の日程を考えたときに、もちろん 30 日より早めることを、中央に声高に言いたいぐらいで、地方の審議について重要視してほしいというメッセージを含めると、ぎりぎり 30 日に示されて、10 月 1 日を目指せということでは、地方の審議を軽視していないかという感じもしますので、地方の審議日程を確保するためには、2 案はもっともな意見ではないかと思いますが、第 1 案について、もう少し前倒しの日程を組みながらも、2 案を主としておきたいということです。

○岡崎会長

今、第 521 回審議会については、31 日に設定されておりますが、それを前にするようなことも含めて、できれば第 1 案で、駄目なら第 2 案という両案を、この案として決めていただきたいということが、労働者側の御主張だということによろしいでしょうか。

使用者側からは、そういうことを踏まえて御意見をお願いします。

○山埜委員

玉川委員がお話ししました助成金の見直しについては、なかなかすぐにできるものではないかと思えます。

○玉川委員

そうです。今課題が示されたということで、我々はあまりそのことは想定していなかったこともあります。そこを理由にされるようになりますと、むしろ、助成金の問題として、政府の方に御意見を申し上げる方がより正しいのではないかと思いましたので、意見として申し上げました。

○山埜委員

10 月 4 日に組み直しした場合に月末まで、引っ張られてしまう可能性もあるとお話しされたように思いますが、それは法律違反だと思います。

○玉川委員

法律違反ですが、そのように運用される場所も無きにしもあらずという危険性があるということです。

これまでも、1 日以外の 2 日、3 日、場合によっては 8 日の時もありました。締日の関係を理由にされることをやむを得ないとするのもないわけではありません。

さっき言ったように、1 日、2 日は遅れても変わらないということが、使用者側も労働者側も、多少は実態としてはあるのだろうと思いますが、助成金の影響を理由に遅らすという考え方は、いかがかと思いましたので、御意見として申し上げます。

○山埜委員

今まで 10 月 1 日が、事務的にも日割り計算をせずに、合理的かなと思っていて、毎年同じ時に改正することが非常に重要かと思ひ、10 月 1 日が良いと思っていました。今回の資料を拝見し、助成金の対象が、10 月 1 日にすると 9 月分の引上げをし

なければならないということは、使用者側にとって大きなデメリット、デメリットという言い方は悪いのですが、そういうことになります。

選挙もあって目安報告が遅れがちになるかもしれないということ。最近、他県の状況を重視するようなことも現実的に起こってきますので、なかなか10月1日改正発効に向けて、3日間ぐらいで審議会を続けることになり、あまりにも慌ただしい日程を組むこともどうかと思いました。それから、日程の再調整が非常に難しいものだったので、10月1日にこだわることの方が、デメリットがあるのかなと思っています。

やはり、十分な審議をしたいということと、他県の状況を見たい、それから、企業にとっても助成金を利用する場合には負担が生じるということであれば10月1日にこだわらなくてもいいのかなというふうに思っております。

#### ○江端委員

私も、山埜委員と同じ意見です。今年に限って10月1日の改正発効は、現実的にはないのではないかと。選挙の関係等、断定的なことは言えないまでも、10月1日は、現実になかなか難しいという想定ではないだろうか。

#### ○木村室長

玉川委員からお話のとおり、本年は参議院議員選挙の年で、過去の中央最低賃金審議会の答申の時期を見ますと、その選挙がある年は8月入ってから目安答申という年もございました。

令和6年度は、7月25日に答申がございました。それよりも厳しい年になるだろうというふうに思い、2案の方は備えとしてしっかり持つておかないといけないと思ったところです。

#### ○江端委員

1案で行ければ良いですが、現実には2案に流れているということでは、両案を持つておいた方が結果的にも進むのかなと思います。

#### ○山埜委員

審議日程のことなので、現実の方を注視した方が良いのではないかと思います。

#### ○玉川委員

私も、実際はそうだろうということはかなり想定はしていますが、建前ではないのですが、かなり遅れる日程を最初からスタートさせること自体がどうだろうと考えますと、30日の日程では現実的な問題を含めて持つ必要がないのではないかと思います。前倒しの日程を持つのであれば、即判断をしやすいかと思います。29日に答申されて、30日当日に第1案で行く又は第2案で行くか、悩むことも難しいでしょうから、はっきりする方が良いのではないかと思います。

そうすると委員の方も即座に第2案になったと分かると思われました。

#### ○岡崎会長

第1案が少し前倒しになっていけば、無理ということが分かった段階で第2案となる。労働者側としても第1案を主張し、ただ現実には第2案かなと思います。

公益側から何か御意見はございますでしょうか。

どうでしょうか。現実的には第2案とは思いますが、やっぱり1日でも早く低廉な労働者の方の賃金が上がるということは、当審議会の使命でもございますので、1日でも早くということになれば、これまでどおり10月1日が望ましいということは、皆さん全員一致でございます。

現実には、参議院議員選挙がありますので、これまでの事例に従えば、7月中に出ない可能性もあるということになりますと、各委員の日程がずれることはいかかなものかと思えます。

今、この段階で第2案のみとすることについて労働者側に承諾していただくことは、難しいと思えますので、御提案のとおり第1案について微調整を図った上で、各委員におかれては、第2案を前提に動いていただくということで、当審議会として日程調整を進める取扱でよろしいでしょうか。

委員の皆様には、第2案を前提に日程調整をしていただいた方がいろいろな意味で良いと思えます。場合によっては、急遽いろいろな事情があって10月1日発効が可能であるならば、やぶさかではありません。ただ、当審議会としては、助成金の手続等々、当審議会が審議すべき内容なのかというと、玉川委員がお話のとおり、我々は1日でも早く低廉な労働者の賃金を上げることが使命です。助成金制度については、当審議会の職掌を超えていると感じるところもあります。

考慮しなければならぬ事案であることは事実ですが、これはいささかどうかという気はします。ただ、当審議会の意見としては、助成金を出す側に、本来であれば1日でも早く発効することが我々の使命であり、助成金を理由に遅らせることはおかしいわけです。そこは助成金を出す側に、制度の改善を当審議会として促すということが一つの方法だと思います。

現時点では、不整合と申しますが、企業側に問題がある。これは事実でございます。

当審議会が審議すべき内容ではありませんが、当審議会から御意見を申し上げるといったことも含めて、改善をしていただいた上でと思っています。

事務局側は、いかがでしょうか。

○木村室長

玉川委員から御提案がありましたことを踏まえ、副題の「30日以前」のところを「28日」に改めさせていただき、早めの判断をさせていただきたいと思えます。

○岡崎会長

今回は、その方がよろしいと思えます。答申が出ない場合は、第2案で行くことに、今の御発言のとおり、当審議会としては、第1案及び第2案を審議日程案とさせていただくことということでしょうか。

○木村室長

改めて資料の修正を確認します。参考資料1頁の副題について、答申が28日以前に行われた場合に改め、記載の日程で進めたいと思っています。日程全体を見直すのではなく、判断時期を28日にすることです。2頁の副題も「31日以降」を、「29日以降」に改め、目安答申が行われた場合の審議日程として運用し、全体日程を繰り上げるわけではないということをお願いしたいと思います。

○岡崎会長

事務局からの説明でよろしいでしょうか。

○中澤委員

28日以前の判断時期となった場合に、28日に専門部会と審議会が開催されるということでしょうか。

○木村室長

「28日以前」という副題は、中央最低賃金審議会の答申が行われるが否かであり、当福井地方最低賃金審議会が28日に専門部会及び審議会を開催するものではありません。

○岡崎会長

では、このような日程案を提案させていただきたいと存じます。よろしいですか。

具体的な日程、開催日につきましては、事務局の調整が4月中旬に行われるということですので、皆様方、日程の確保等に御協力をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、次年度の特定最低賃金の必要性審議の在り方につきまして、各側より御意見、御質問等を頂戴したいと思います。それでは、労働者側から御意見等があればお願いします。

○玉川委員

小委員会の設置の意味についてですが、以前も小委員会を設置した時期があり、いろいろやってきたことがこれまでの経過です。改めて、小委員会で必要性審議につきまして御提案いただいたことに感謝を申し上げたいと思います。

これは、使用者側の委員からも御意見をいただいたと承っております。

我々としては、必要性審議を進めていくという方向性があります。公労使一体となって、良い方向に進めばよいと思っています。

その上で、お聞きしたいところは、結審についてです。小委員会の結審を全体の本審議会の結審として良いのかどうかについて、確認したく存じます。本審議会が小委員会に結論を委ねることの確認が取れば、小委員会の結審で進められるということが良いのかどうか。確認したいと思います。

○木村室長

参考資料4頁の小委員会案の一番下に、「本審は検討小委員会の議決を承認する」という承認の在り方についてどういったことを想定しているのかという御質問をいただきました。

必要性審議につきましては、全会一致の議決によるという原則ですので、小委員会において採決をしますが、本審においても報告を受けたことにつきましては、全会一致での承認ということにさせていただきたいと思っております。お一人でも反対ということがありました場合には、小委員会の結論ではなく、本審としての結論として全会一致に至らなかったということになると考えているところです。以上です。

○玉川委員

今、この流れを想定しますと、小委員会で全会一致を本審に報告し、改めて本審で全会一致ということで、本審での全会一致の確認は理解しました。ただ、小委員会で、例えば、全会一致にならないということの中で、本審で報告を受け、本審議会では審議する必要がなくなるのかなと思います。そうすると小委員会での結審の重要性がかなり高まるわけです。

例えば、専門部会は全会一致ではなく、県最低賃金専門部会では、いずれの方向としても、多数決によって結審したものを本審議会にかけて採決されますが、地域別最低賃金及び特定最低賃金の専門部会はそうだと思いますが、小委員会は全会一致を原則とし、小委員会の結審も全会一致が前提なのか。小委員会の結審は、確認はしますが、どんな結論であっても、本審へ持ち出して、本審で採決をするというイメージするのか、全会一致の要素がほかの専門部会と小委員会の位置付けが全然違うなど思っており、小委員会の結審に、どこまで重要性を持たせるのかということが前提になるのかなと思いました。小委員会の結論が、最も重要な全会一致にならないと、本審に行っても意味をなしませんみたいなことになると、小委員会の結審は、かなり慎重になる。仮に、結審は本審でしますということだけに済ませると、以前の小委員会では結論を出さなかったと思います。あえて、小委員会の結論が必要だというメッセージを感じることは感じますが、このやり方でやっていくという上で、改めて確認した方がいいかと思い、質問させていただきます。

○岡崎会長

ありがとうございます。

事務局側としては、結論を出した上で、例えば、一票でも反対があったとしても、その結論を本審議会に報告し、改めて採決をする。その場合、当然一人で反対があれば、否決はされるわけですが、そのような形のことを考えられていますか。

○木村室長

今は、想定の話ですが、これまでとの違いでは、採決をして報告を本審に提出するというもの。その前提としては、本審が小委員会に必要性の検討を付託するという流れを作っています。付託をして、調査審議をして報告いただくという流れで、小委員会の結論について、本審では重視していただくといいますか、尊重していただくという流れを作ろうという考え方です。

この小委員会の運用は、厚生労働省の審議会の手引の例がございまして、他局でも運用されているやり方ですが、手引上の報告書の例は全会一致において必要性ある、全会一致でない場合には必要性なしという形で本審に報告をしていただくというような作り方になっておりますので、全国の例、基準的な例の中で運用してまいりたいと考えております。 以上です。

○岡崎会長

運用としては、そのようなこと考えているということです。

労働者側より、ほかに御意見等ございますか。

使用者側の方では、小委員会の設置につきまして、何か御意見等ございますでしょうか。

山埜委員お願いいたします。

#### ○山埜委員

今お話を聞き、違和感があったのですが、前回は、小委員会の議論の内容を委員長報告として審議会に報告し、そこで採決をしたイメージを持っていました。あまり小委員会で、例えば全会一位にならなかった場合に、小委員会の権限が大きすぎるのではないかという感じもしました。

流れとして、小委員会では、いろいろな議論が出るとは思いますが、そこで採決はせずに、意見内容を審議会で話し、審議会で採決をした方が、問題の重要性から見て良いのではないか思いましたが、いかがでしょうか。

#### ○岡崎会長

私も、前回参加しておりましたので、3名のうち2名が本審議会の委員で1名が特別の方、労使の業界の方を3名入れ、議論させていただいて、それぞれの分野について議論の結果を本審議会に報告し、採決の流れになっていたように記憶しております。

今回は、全部につきまして、公労使から各3名の代表、本審議会の委員から選び、関係の参考人等々をお招きして議論、調査をして、最終的には本審議会の委員で採決して結論を出して、当審議会に御報告を賜るといったフォーマットになるのだろうと思っております。その点では、地域別最低賃金の専門委員会に近いイメージで、私は考えておりました。地域別最低賃金の専門部会は、多数決が原則でございますので、多数決で決まった案を審議会に報告し、審議会も多数決で決定。ただ、特定最低賃金につきましては、全会一致が原則ですので、小委員会で全会一致でなければ、当然否決、認められないという案を、当審議会に御報告を賜り、改めて採決と申しましても認められないということについての御審議を賜ってという形になるのだろうと思います。

こういったフォーマットという点では、山埜委員のお話のように、小委員会の権限は重いというよりも、当審議会から3名の代表者を出して、この委員の方にかなり深く、参考人等をお招きして調査をしていただくというようなイメージです。

ここで調査した結論を、当審議会に報告するか、山埜委員のお話のようにとりあえず小委員会での議論、調査審議の内容を含めて、委員長がまとめ。整理した報告を当審議会において採決するか、どちらのほうが良いのかなと思いますが、やはり採決まではする必要がないのではないかという提案がございました。

#### ○山田委員

今一度確認ですが、この各側3名ずつの計9名のメンバーは固定ですが、参考人という言葉が前と同じイメージなのか、今回は、当該労使の3人ずつをイメージされているのか。

#### ○玉川委員

各側委員から選ばれたメンバーが3名で、この中に、当事者がいなければ参考人を入れるという話です。

我々においては、例えば、山田委員、杉田委員、私（玉川委員）、この3名が小委員会のメンバーになった時に、機械産業の話をしたときには、飯塚委員を参考人に呼

ぶ。

○岡崎会長

飯塚委員以外であっても、業界のどなたかを参考人として入れる。

○玉川委員

そうです。ただし、先ほど申し上げた3名は、審議会の委員からどなたかを定めるということなので、今回は審議会の委員から2人を選び、もう1人をどなたにするかというだけで、それも業種ごとに小委員会を設けてやっていましたが、今回は全業種をこの3名、公労使計9名でやりましょうということが、今回の提案だと思えます。

○岡崎会長

先ほども御説明のとおりメンバー以外の方がいらっしゃいますので、議決はなかなか難しいかなと個人的には思っており、特定最低賃金の委員といっても、全体会議等がございますので、絶対駄目とは言いませんが、やはり当審議会の委員以外が加わって、出てきた結論が、当審議会上に報告されるだけの話だったのだと思えます。

ただ、現実の問題として山本委員がおっしゃるように、この3名の代表の方がどうか。ただ、地域別最低賃金も結局の3名の方に結論を委ねているところがないことはない。

○山田委員

結局のところ、3名に絞るだけで、当該産業の労使にならない小委員会になる可能性があるということですよ。

○岡崎会長

参考人の方をお招きすることになります。

○山田委員

その場合は、3名プラス1名ということですか。

○玉川委員

参考人で、結審には関わらない。

○岡崎会長

おそらく労働者側には、いろいろな業界の方がいらっしゃいます。使用者側には、それぞれの業界の方ばかりではございませんので、使用者側の代表3名プラスその業界における専門の使用者側をお招きし、その主張をお伺いすることになるのだらうと思えます。

○山田委員

前回の小委員会で、労働者側と使用者側がそれぞれ参考人を呼んでやりましたが、あれとほぼほぼ変わらないイメージになるのかなと思えます。

○岡崎会長

そうですね。最終的には、山埜委員がおっしゃいましたように、それぞれ代表者9名の方が議決をするかどうかということが、今回における一番大きな違いになっています。前は、意見を取りまとめる、意見聴取する、その調査内容を当審議会に報告する、という役割でしたが、調査した上で、専門部会のように、何らかの意思決定を行うということです。

○山田委員

一旦、議決をする際には、本審のメンバーだけで議決をするということですよ。

○木村室長

参考人の方は、意見を述べていただくだけで、議決には加わらない。

○山田委員

必要性なしということになった場合に、本審でひっくり返ることは絶対ないですよ。ほぼありえないです。

○玉川委員

山埜委員が御心配されていることは、小委員会の重きという意味では、確かに重きはあります。重いと思いますが、全会一致なので、小委員会でまとまらないものを本審でという話になり、結審を判断する人たちが、参考人の話や当事者間の労使の話がきちっと聞ける場にはなるだろうと思います。その点では、かなり前回とは違うと思います。

もう一つは、事前に事務局と各側との協議に重きが置かれていますので、我々が参考人でお呼びする方も、我々の思いというよりはきちんと業種・業界の話をベースに置きながら、審議会での発言をお願いしたいということは、事務局としてもきちんとお伝えされると思いますので、我々の意向や労使間の意向というよりは、今の業界としてどう考えるのだろうかという方に重きが置かれると思います。

小委員会では、参考人も率直に業界の実態をお話しいただけるのかなと、期待できるかどうかと思っています。

小委員会方式を御提案いただいた使用者側からも、そういうことがあるのかなと思いました。前はある程度業種の労使で話ができる場を作ってくれという我々の主張だけで置いた小委員会と、今回の小委員会はかなり中身が変わってくるかなと思いましたので、冒頭から期待できるのではないかということをお話させていただきました。

○岡崎会長

使用者側からは、ほかに何か御発言はございますか。

今日、結論は出ず、これを承った上で、次の審議会に結論を賜ることになります。今日は、意見を出していただき、それを踏まえて事務局でまとめていただきまして、再度これを反映したものにするという事です。

何でも結構でございます。御懸念があれば、御発言を賜ればと存じます。

○山笠委員

会長がおっしゃいましたように、使用者側には、例えば、繊維のメンバーがいませんので、そういう場合には繊維の実態を確認したいと思います。ただし、機械業種については、中山委員がおられるので、中山委員から話をしてもらえばいいということです。議論を深めるということです。

ただ、小委員会の目的というか、我々も昨年も言いましたように、地域別最低賃金の大幅な引上げがなかった場合に、特定最低賃金を検討するというスタンスに変わりはありません。小委員会は、情報を収集するという目的だと思いますので、小委員会で採決することは違うという感じがしております。

○岡崎会長

はい、ありがとうございます。

ほかにございますか、先ほど申しましたように、皆様方に頂いた御意見を踏まえ、令和7年度の審議会で提案して決めていただく形になろうかなと思っておりますので、いかがですか。小委員会については、議決するか否かという点では、なかなか難しいところがございます。

事務局側には、御検討賜り、御調整していただき、最終的に一番いい形で小委員会が開かれて、様々な御意見をまとめていただくことが最もよろしいかと存じます。次回までに、御検討を賜り、労働者側、使用者側それぞれの御意見を踏まえ、次回の審議会で御提案いただきたいということでよろしいですか。

○木村室長

はい、御意見賜ります。ありがとうございます。

○岡崎会長

はい、ありがとうございます。よろしく、お願いいたします。

事務局の提案に向けて、御準備をお願いします。この議題は以上にさせていただきたいと存じます。

それでは、議題（3）「その他」ですが、委員の皆様から何かありませんか。

○江端委員

6月の審議会の日程は、いつ頃確定しますか。

○木村室長

4月中旬に日程調整の御案内を申し上げます。

(ほか質疑、意見のないことを確認)

○岡崎会長

それでは、本日は、本年度最後の審議会でございますので、石川労働局長より御挨拶を頂きたいと思っております。

○石川労働局長

岡崎会長はじめ公労使各委員の皆様には、本年度の最低賃金の改正審議に御尽力を賜りましたこと、心から御礼申し上げます。

本年度の最低賃金改正につきましては、中央最低賃金審議会より示された目安額は過去最大の引上げ額である 50 円が示され、それを参考にしつつ福井県の実情を踏まえた丁寧な御審議をいただき、福井県の地域別最低賃金については 53 円引き上げ、984 円として 10 月 5 日より発効することができました。

なお、特定最低賃金につきましては、全ての業種において金額改定の議論に至らず、改正決定を見送ることとしたところです。

福井労働局においては、最低賃金の改正について、幅広く周知を行うとともに、履行の確保を図っているところでありますが、次年度におきましても、最低賃金、賃金引上げに向けた生産性向上や非正規労働者の処遇改善に取り組む企業への支援を丁寧に行い、賃上げしやすい環境の整備に取り組んでまいります。

本年度の終わりに当たり、委員の皆様方に心から感謝を申し上げますとともに、次年度におきましても、引き続き、円滑な審議となりますよう、御協力をお願い申し上げます。簡単ではございますが、私からの御挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

#### ○岡崎会長

ありがとうございました。

では、最後に事務局からお願いします。

#### ○木村室長

本年度最後の審議会となり、次年度の初回までには、委員の改選がございます。

次期最低賃金審議会委員の推薦公示につきましては、今月 19 日から開始したところであり、推薦期日を 4 月 9 日（水）としておりますので、労働者代表委員、使用者代表委員の推薦手続をよろしくお願い申し上げます。

委員の任期につきましては、閣議決定により、審議会等の委員の任期は 2 年間とし、一の審議会等の委員に 10 年を超える期間、継続して任命できないこととなっております。

これまで長く委員を務めていただき、次期改選においてはこの基準に該当する方が 2 名おられますので、この場をお借りして御紹介させていただきますので、お一方ずつ御挨拶をいただけたらと思います。

まず、岡崎会長におかれましては、平成 28 年 5 月 1 日から現在までの 8 年と 11 か月間、公益代表委員を務められ、昨年 6 月から現在まで審議会会長を務められております。また、専門部会においては、平成 28 年度と令和 4 年度から令和 6 年度までの延べ 4 回、専門部会公益委員を務め、平成 29 年度から令和 2 年度まで延べ 4 回、各専門部会の部会長を務めていただきました。

これまで、長きにわたり当最低賃金審議会に御尽力を賜りましたこと、この場をお借りしまして、感謝申し上げます。ありがとうございました。

次に、玉川委員におかれましては、平成 27 年 5 月から現在までの 9 年と 11 か月、労働者代表委員を務められ、専門部会においては、平成 27 年度から本年度まで、専門部会の委員を務め、延べ 5 回、百貨店、総合スーパー最低賃金専門部会の委員を務めていただきました。

これまで、長きにわたり当最低賃金審議会に御尽力を賜りましたこと、この場をお借りしまして、感謝申し上げます。

○木村室長

それでは、岡崎会長、玉川委員の順で、御挨拶を頂けたらと思います。  
では、岡崎会長、お願いします。

(岡崎会長から、退任の御挨拶)

○木村室長

では、玉川委員、お願いします。

(玉川委員から、退任の御挨拶)

○木村室長

ありがとうございました。  
事務局からは以上です。

○岡崎会長

それでは、本日の審議会は、これで閉会といたします。  
ありがとうございました。

(閉 会)